

～ 「北海道未来人財応援事業」 応募要件 ～

～ 「収入基準額以下であること」の確認 計算の手引き ～

応募する要件として、あなた本人もしくはあなたと同一生計の家計を支えている方（家計支持者）の「認定所得金額」が「収入基準額」以下でなければなりません。

収入基準額は、世帯人数により異なります。

収入基準額

≥

認定所得金額

認定所得金額は、「所得金額」から「特別控除額」を引いた額です。

認定所得金額

=

所得金額

－

特別控除額

このため、家計支持者の「所得金額」とあなたの世帯の「特別控除額」を計算し、その差額である「認定所得金額」と収入基準額を比べる必要があります。

これは、学生・社会人を問わず、応募する方はすべて、応募要件を確認していただく必要があります。

次の手順に従って計算し、収入基準額以下であることを確認の上、応募してください。

手順ごとに空欄がありますので、必要に応じ使ってください。

なお、申請者本人が社会人など扶養されておらず収入が給与所得のみの方は、市町村から「所得証明書」を取得する前に、「令和4年分 給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」を「5 収入金額を確認します」の「収入金額」と見なし、確認することをお勧めします。

1 世帯人員を確認します

実施要項P8下部に記載の「※世帯人員の考え方」をご覧ください。

- ① 世帯人員とは、同居・別居を問わず、本人と生計を同じくする家族です。
- ② 同居していなくても、本人と生計を同じくする世帯とみなす場合があります。
P8下部②ア～エを確認してください。
- ③ 別居独立している兄弟姉妹、本人と別生計の祖父母等は世帯人員に含みません。

世帯人員の構成は、

で、 人

2 収入基準額を確認します

実施要項P9の「1 家計支持者の「認定所得金額」が次表のとおりであること」をご覧ください。

「1 世帯人員を確認します」で確認した人数により、収入基準額を確認します。

収入基準額

万円

3 あなたの世帯の家計支持者を確認します

家計支持者は、あなた本人又は父母の他、父母に代わって家計を支えている方のことを言います。2名以上で支えている場合は、その方々が家計支持者となります。

家計支持者は、

4 必要書類を準備します

実施要項P13～16の「収入に関する証明書類について」をご覧ください。

必要書類は、申し込み時点で働いているか、仕事を始めたのはいつか、給与所得者か、それ以外かなどにより異なります。また、証明書は市町村や勤務先等で発行してもらうものがあります。P13のフローチャートで確認してください。

また、「所得証明書」を取得する際には、P16に記載の注意点を必ず読んでください。
※令和4年度所得証明書は、「令和3年分（令和3年1月から12月まで）」の所得を証明するものであり、「令和4年度（令和3年4月から令和4年3月まで）」の所得証明ではありません。

5 収入金額を確認します

所得証明書等で、家計支持者の収入金額を確認します。

収入金額

万円

6 所得金額を計算します

実施要項P9「家計基準の計算方法」の「3 所得金額の算出方法」をご覧ください。

- (1) 家計支持者が給与所得の場合
所得金額は、収入金額から表A、表Bで求める控除額を引いた額となります。

$$\boxed{\text{所得金額}} = \boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{表で求める収入金額に応じた控除額}}$$

ア) 家計支持者が一人の場合

所得証明書における「収入金額」により、3(1)ア)表A で計算します。

(端数処理は、控除額は万円未満四捨五入、同一人で2つ以上の給与収入がある場合は合算して万円未満切り捨て)

イ) 家計支持者が二人いる場合

所得証明書における「収入金額」により、

二人のうち収入金額が高い方の方は 3(1)ア)表A で

二人のうち収入金額が低い方の方は 3(1)イ)表B で計算し合算します。

(端数処理は、控除額は万円未満四捨五入、同一人で2つ以上の給与収入がある場合は合算して万円未満切り捨て)

- (2) 家計支持者が給与所得以外の場合
所得証明書における「所得金額」

所得金額 円

7 特別控除額を計算します

実施要項P10の4「特別控除額の算出方法」をご覧ください。

「1 世帯人員を確認します」で確認したあなたの世帯人員のうち、表Cに該当する方がいる場合は、それに該当する特別控除額を確認し、すべて合計します。

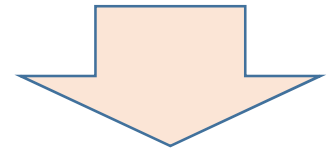
就学者がいる場合、学校の種類、国公立・私立、自宅通学か自宅外通学かで異なりますので、留意してください。

また、子ども(就学者と就学前のお子様)が2名を超える世帯は、超える人数につき、申込者本人に係る控除額(74万円)に50万円を加算した金額を乗じた額を更に控除できます。

区分	特別な事情	特別控除額	
①世帯を対象とする控除	(1)母子・父子世帯	万円	
	(2)就学者のいる世帯	小学校	万円
		中学校	万円
		高等学校	万円
		高等専門学校	万円
		大学	万円
	専修学校	万円	
	(3)障がい者がいる世帯	万円	
(4)長期療養者がいる世帯	万円		
(5)主たる家計支持者が別居している世帯	万円		
(6)震災・風水害、火災その他の災害または盗難等の被害を受けた世帯	万円		
②本人控除	家計支持者本人	74万円	
子どもが2人を超える世帯 (74+50)万円×(2人を超える人数)		万円	
合 計		万円	

<参考例> 小学生1人、中学生1人 私立高校(自宅)1人、本人1人の場合

(小)31万円×1人
 +(中)46万円×1人
 +(高)88万円×1人
 +(本人)74万円×1人
 +124万円×2人(2人を超える人数:4人-2人)
 =487万 ← 特別控除額の合計



特別控除額	万円
-------	----

8 認定所得金額を計算します

所得金額から特別控除額を差し引きます。

	所得金額	万円
—	特別控除額	万円
	認定所得金額	万円

9 収入基準額と認定所得金額を比較します

収入基準額

万円

\geq

認定所得金額

万円

「認定所得金額」が、「収入基準額」以下であれば、応募していただけます。